

神戸市農業次世代人材投資資金交付要綱

第1 趣旨

第1条 市内で就農した経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して経営開始型の農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）を交付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る。

本事業の実施にあたっては、新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要綱」という。）、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）、兵庫県農政環境部補助金交付要綱、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めによるほか、本要綱に定めるところによる。

第2 交付要件等

（交付要件）

第2条 市長は、市内を就農地とする以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で資金を交付する。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。

ア 農地の所有権又は利用権（農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの及び特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。ただし、親族（三親等以内）から貸借した農地が主である場合は、交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること。なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第6項に規定する特例付加年金の支給を受けるため使用貸借による権利の設定をしている場合及び同条第22項に規定する営農困難時貸付けによる権利の設定をしている場合並びに同法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けの特例を受けている場合は、この限りではない。

イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

- (3) 基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、同法第 14 条の 5 第 2 項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第 3 項に規定する認定の効力を失った場合を除く。
- (4) 青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料（別紙様式第 1 号）を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。
 - ア 農業経営を開始して 5 年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
 - イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画であると市長に認められること。なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人。）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする（なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、(2)のア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。）。
- (6) 市長が決定した、人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれていること、あるいは農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する者をいう。）から農地を借り受けていること。（以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。）。
- (7) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けておらず、かつ、原則として農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。
- (8) 原則として農林水産省の運営する「青年新規就農者ネットワーク（愛称：一農ネット）」に加入していること。
- (9) 平成 24 年 4 月以降に農業経営を開始した者であること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団と密接な関係にある者でないこと。

(交付金額及び交付期間)

第3条 資金の額は、経営開始初年度は、交付期間1年につき1人あたり150万円を交付し、経営開始2年目以降は、交付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、資金を除く。）を減じた額に3/5を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を交付する。また、交付期間は最長5年間（平成28年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分まで）とする。

2 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、前項の額に1.5を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付する。

(1) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

(2) 主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。

(3) 夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。

3 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。）に交付期間1年につきそれぞれ第1項の額を交付する。

なお、経営開始後5年以上経過している農業者が法人を運営する場合は、交付の対象外とする。

(交付の停止)

第4条 次に掲げる事項に該当する場合は市長は資金の交付を停止する。

(1) 第2条の要件を満たさなくなった場合。

(2) 農業経営を中止した場合。

(3) 農業経営を休止した場合。

(4) 第12条の報告を行わなかった場合。

(5) 第20条の就農状況の現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと市が判断した場合（例：青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定（年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合、市から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など）。

(6) 第24条第1項に定める市長が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。

(7) 第21条の中間評価によりC評価相当と判断された場合。

- (8) 交付対象者の前年の総所得が350万円以上であった場合（その後、350万円を下回った場合は、翌年から交付を再開することができる。）。

(資金の返還)

第5条 次に掲げる要件に該当する場合は交付対象者は資金を返還しなければならない。ただし、(1)に該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として市長が認めたときは、この限りではない。

- (1) 前条の(1)から(6)までに掲げる事項に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。
- (2) 虚偽の申請等を行った場合は資金の全額を返還する。
- (3) 第2条の(2)のアのただし書による交付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は資金の全額を返還する。
- (4) 交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあつては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第12条の2の手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続したもの及び第21条の中間評価によりC評価相当とされた者を除く。

第3 交付対象者の手続

(青年等就農計画等の承認申請)

第6条 資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、市長に承認申請する。

(青年等就農計画等の変更申請)

第7条 前条の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更する場合は、青年等就農計画等変更申請書（別紙様式第2号）を作成し市長に申請する（追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。）。

(交付申請)

第8条 第6条の承認を受けた者は、交付申請書（別紙様式第3号）を作成し、市長に資金の交付を申請する。

交付の申請は半年又は1年ごとに行うことを基本とする。原則として、申

請する資金の対象期間の最初の日から1年以内におこなうものとする。
また、申請の対象は、平成28年4月以降の農業経営とする。

(変更交付申請)

第9条 前条の申請を行った者（以下「交付対象者」という。）が、第7条の青年等就農計画等の変更に伴い、交付申請の内容に変更が生じる場合は、交付変更申請書（別紙様式第3号）を作成し市長に申請する。

(交付の中止)

第10条 交付対象者は、資金の受給を中止する場合は市長に中止届（別紙様式第4号）を提出する。

(交付の休止)

第11条 交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は市長に休止届（別紙様式第5号）を提出する。

2 前項の休止届を提出した交付対象者が就農を再開する場合は経営再開届（別紙様式第6号）を提出する。

(就農報告等)

第12条 交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後3年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（別紙様式第7号）を市長に提出する。

また、交付期間終了後5年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の作業日誌（別紙様式第7号別添1）を市長に提出する。

なお、交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農届（別紙様式第8号）を提出する。

2 交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに市長に就農中断届（別紙様式第9号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式10号）を提出する。

(住所等変更報告)

第13条 交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第11号）を市長に提出する。

(返還免除)

第14条 交付対象者は、病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第12号）を市長に提出する。

第4 市の手続等

(青年等就農計画等の承認)

第15条 市長は、資金の交付を受けようとする者から青年等就農計画等の申請があった場合には、青年等就農計画等の内容について審査する。

審査の結果、第2条の要件を満たし、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、審査結果通知書（別紙様式第13号）を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、「青年就農給付金の予算執行について」（平成24年4月6日付け24経営47号 農林水産省経営局就農・女性課長通知）を参考とし、兵庫県神戸農業改良普及センター等の関係機関や指導農業士等の関係者により面接等の実施により行うとともに、必要な書類等を追加で求めることができるものとする。

(青年等就農計画等の変更の承認)

第16条 市長は、第7条の青年等就農計画等の変更申請があった場合は、前条の手続に準じて、承認する。

(資金の交付決定)

第17条 市長は第8条の申請を受け、申請の内容が適当であると認めた場合は、交付決定兼確定通知書（別紙様式第14号）により資金の交付を決定する。

(資金の交付)

第18条 交付対象者は前条による交付決定兼確定通知を受けた後、速やかに請求書（別紙様式第15号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項によるものの提出を受けて、予算の範囲内で資金を交付する。資金の交付は半年ごとに行うことを基本とし、青年等就農計画等の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。なお、市長の判断により、1年分の資金を一括で交付することができるものとする。

(交付申請の変更)

第19条 交付申請書の内容に変更があり、変更の内容が適当であると認めた

場合は、予算の範囲内で変更した内容に基づき資金を交付する。

(就農状況の確認)

第20条 就農状況報告を受けた市長は、兵庫県神戸農業改良普及センター等の関係機関と協力し、資金を交付している期間、青年等就農計画等に即して計画的な就農ができているかどうか実施状況を随時確認し、必要な場合は、兵庫県神戸農業改良普及センター等の関係機関と連携して適切な指導を行う。

確認は、就農状況確認チェックリスト（別紙様式第16号）を使い、以下の方法により行う。

(1) 交付対象者への面談

ア 青年等就農計画等達成に向けた取組状況

(2) 圃場確認

ア 耕作すべき農地が遊休化されていないか

イ 農作物を適切に生産しているか

(3) 書類確認

ア 作業日誌

イ 帳簿

ウ 農地基本台帳の写し

2 市長は、交付対象者から交付終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、市長は就農中断届の提出のあった交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行う。

(交付対象者の中間評価)

第21条 市長は、交付対象者の交付期間2年目が終了した時点で、交付対象者の中間評価を実施する。

中間評価は、以下の方法により行う。

(1) 評価会の設置

市長は、第26条第4項のサポートチーム、兵庫県神戸農業改良普及センター等の関係機関や指導農業士等の関係者で構成する評価会を設置する。

(2) 評価方法

市長は、農業経営基盤強化促進基本構想の考え方や(1)の審査の観点等を参考に評価項目、評価基準を設定し、就農状況報告や決算書等の関係書類、現地確認の状況等も参考にしながら、原則として面接により実

施し、(3)の評価区分のうち該当するものに決定する。

(3) 評価区分

評価区分は、原則としてA（良好）、B（やや不良）、C（不良）の3段階とする。

(4) 評価結果の取り扱い

市長は、評価結果を受け、A評価の交付対象者については、引き続き交付を継続する。なお、A評価の交付対象者のうち希望する者については、第25条の経営発展支援金を交付する。また、B評価の者については、サポートチームを中心とした重点指導の対象者として認定し、1年間、重点指導を行った上で、再度、中間評価に準じて評価を行う。C評価の者については、資金の交付を中止する。

(5) その他

28年度以前に交付対象となった者についても、残りの交付期間中に評価を実施するものとする。

(交付の中止)

第22条 市長は、交付対象者から中止届の提出があった場合、又は第4条の(1)、(2)若しくは(4)から(8)までのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

(交付の休止)

第23条 市長は、交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。

2 市長は、交付対象者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができるものと認められる場合、資金の交付を再開する。

(資金の返還)

第24条 第5条に該当した場合、市長は、交付対象者に資金の返還を命ずる。

その徴収については、債権の管理に関する条例（昭和39年3月23日 条例第74号）に基づく。

2 市長は、交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

3 市長は、交付対象者から資金の返還があったときは、速やかに返還された資金を兵庫県に対して返還するものとする。

(経営発展支援金事業)

融資機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入等の事業を行う場合について、当該事業に係る経費から融資額を除いた自己負担部分に充当することも可能とする。

第25条

1 交付対象者

第21条の中間評価でA評価相当とされた者のうち、経営発展支援金（以下「支援金」という。）の交付を希望する者。

2 交付の手續

(1) 支援金の交付を希望する者は、別紙様式第3号の別添10経営発展支援金交付申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出する。

(2) 市長は、申請書の内容を審査し、交付対象者のさらなる経営発展につながる取組であると認める場合は、承認し、審査結果を交付対象者に通知するとともに、支援金を交付する。

(3) 交付対象者は、承認された内容を実施し、事業完了後1か月以内又は該当事業年度の3月末日までに別紙様式第3号の別添10経営発展支援金実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出し、承認を得る。

(4) 市長は、(3)の実績報告書の内容を審査し、適当であると認める場合は承認し、支援金の精算を行う。

3 交付額

2の(2)で承認された取組の実現に必要な額のうち他の助成措置等による助成を除いた額とし、交付対象者が次年度も資金の交付を受けた場合の交付額の2倍又は150万円のいずれか低い額以内の額とする。

4 支援対象期間

(1) 支援対象期間は最長1年間とする。

(2) 支援の対象となる取組が年度を跨ぐことも可能とする。この場合、交付対象者は年度内に一度、2の(3)の実績報告、市長は2の(4)の精算を行うものとし、交付対象者は翌年度に再度、2の(1)の交付申請を行うものとする。

5 その他

(その他)

第26条 市長は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、現地への立入調査を行うことができる。

2 市長は、偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない資金を不正に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表することができる。

- 3 市長は、青年等就農計画等や交付申請書等の提出があった場合、データベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。
- 4 市長は、29年度以降の新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、兵庫県神戸農業改良普及センター、兵庫六甲農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、神戸市農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。また、同体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者（サポートチーム）を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。

サポートチームは、原則として10月と4月の年2回、交付対象者を訪問し、経営状況の把握及び諸課題の相談に対応し、別紙様式第15号サポートチーム活動記録を取りまとめるものとする。

また、第21条の中間評価においてB評価相当とされた者に対し、評価結果を踏まえた重点指導案を取りまとめ、翌年1年間、指導を行うものとする。
- 5 国、全国農業会議所、県及び市等は、本事業の実施に際して得る個人情報については、別紙様式第16号により適切に取り扱うものとする。

附則

この要綱は、平成25年2月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年5月27日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から適用する。なお、国の実施要綱が改正された平成26年2月6日までに申請のあったものについては、なお従前のとおりとする。
- 2 改正前の要綱の規定に基づき実施している事業に対する要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、第2条の(8)、第24条第3項及び第4項については、この通知による改正後の要綱を適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成27年2月12日から適用する。ただし、国の実施要綱が改正された平成27年2月3日までに申請のあったものについては、なお従前の例によるものとする。
- 2 改正前の国の実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する本要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。
- 3 改正前の国の実施要綱に基づき給付を受けている者が、改正後の本要綱第

3条第2項に規定する夫婦共同経営に計画変更する場合は、夫婦合わせて改正後の本要綱の適用を受けるものとする。

- 4 改正前の国の実施要綱の規定に基づき給付を受けている者について、平成26年度補正予算により事業を実施する場合は、本要綱第8条の規定にかかわらず、申請する給付金の対象期間の開始日前に給付申請をすることができるものとする。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成27年5月8日から適用する。
- 2 改正前の国の実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する本要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、第4条の(6)については、この通知による改正後の要綱を適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月19日から適用する。
- 2 改正前の国の実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する本要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、第13条及び第15条については、この通知による改正後の要綱を適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成29年5月8日から適用する。
- 2 改正前の国の実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する本要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。また、改正前の要綱の「給付金」は「資金」に、「給付」は「交付」に読み替える。
- 3 平成27年2月3日付け26経営第2802号による改正前の国の要綱の別記1に基づき給付を受けている者が、この通知の改正後に本要綱第3条に規定する交付金額変動の仕組みによる交付を希望する場合は、改正後の同要綱の同規定の適用を受けるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成29年9月21日から適用する。